

◎新潟県病院局告示第5号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第9条の2の規定により、収入の納付について代理納付させるため、次のとおり指定代理納付者を指定した。

令和3年4月2日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

1 指定した事務

新潟県立妙高病院、新潟県立中央病院、新潟県立十日町病院、新潟県立加茂病院、新潟県立吉田病院、新潟県立がんセンター新潟病院、新潟県立坂町病院、新潟県立新発田病院及び新潟県立リウマチセンターにおいて、納入義務者に代わって診療費等の収入を納付する事務

2 指定代理納付者の住所及び名称

(1) 東京都文京区本郷3丁目33番5号

三菱UFJニコス株式会社

(2) 東京都港区南青山5丁目1番22号 青山ライズスクエア

株式会社ジェーシービー

3 指定期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで